

“資源物 捨てるではなく リサイクル”



・あなたは「資源物」と聞いたらどのようなものを思い浮かべますか？

・ごみを捨てる時、何か心がけていることはありますか？

近年、昭和町は人口が増加しており、それに伴い廃棄物の量も年々増加しています。しかしながら、リサイクル率はやや減少傾向にあるのが現状です。普段何気なく捨ててしまっている「燃えるごみ」「燃えないごみ」の中に資源物が入っていないか一度確認してみましょう。



資源物とはどんなものなのかを紹介したい
と思います。

資源物の種類

1 かん類

アルミ缶・スチール缶

2 びん類

無色・茶色・その他

3 紙類

新聞紙・雑誌類・ダンボール・紙パック・ミックスペーパー

4 プラスチック類

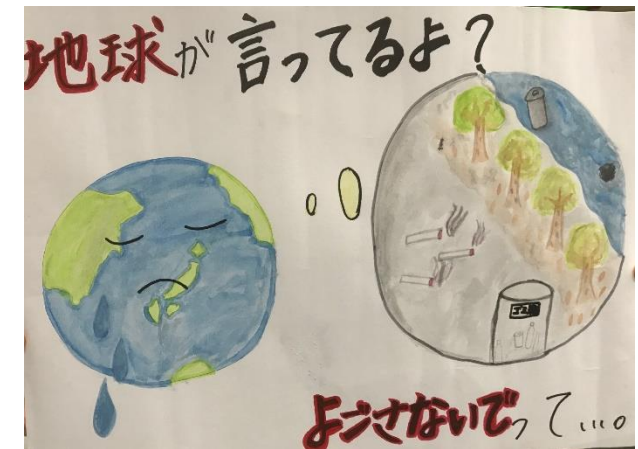
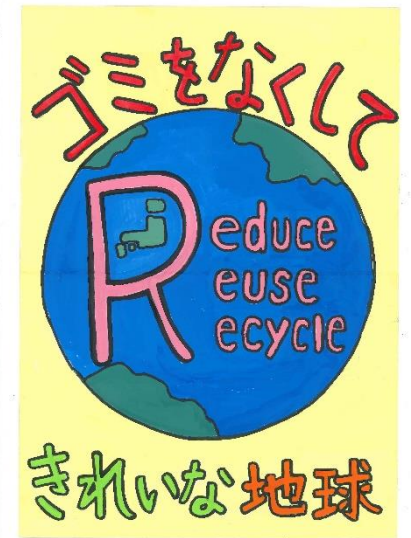
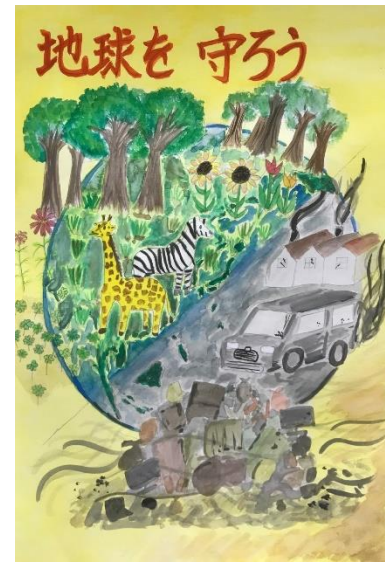
ペットボトル・白色トレイ・その他プラ

5 電池類

マンガン乾電池・アルカリ乾電池

6 蛍光灯・スプレー缶・ライター

同じプレハブ小屋の中に回収ボックスがあるため同分類



☆資源物は、「**きれいな状態**」というのが基本です。

洗っても落ちないような汚れがついているものは資源物にはなりません。

資源物として出すにはひと手間かかるのも事実です。ペットボトルやビンを洗ってきれいにすることは面倒と感じる方もいるかと思います。

しかし、ごみの分別に限らず、地球温暖化など様々な環境問題は一人一人が簡単にできる「ひと手間」をかけることで、一歩解決に向けて前進します。

「自分一人がやったって変わらない」ではなく「まずは自分から」という意識を一人一人が持って行動することが大切です。



1 かん類

- 出す場所

ごみ収集小屋(燃えるごみ・燃えないごみと同じ)

- 収集日

第1、2、3、5水曜日 ※祝日の場合は回収無

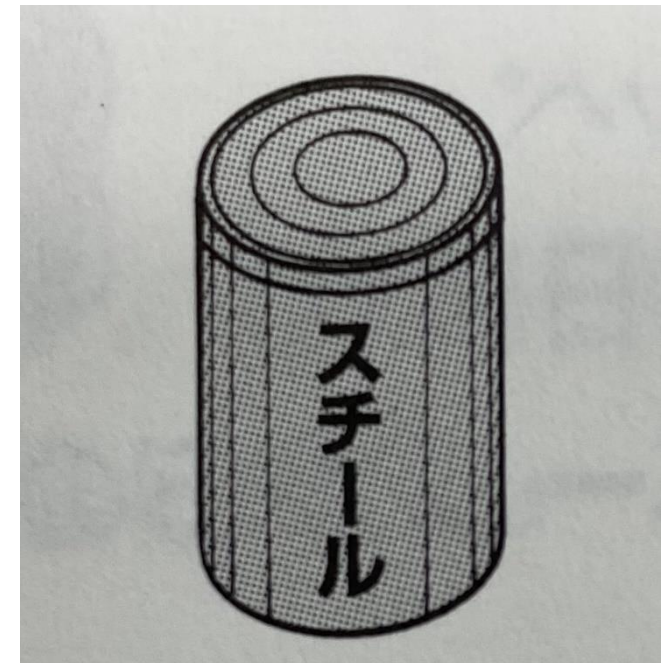
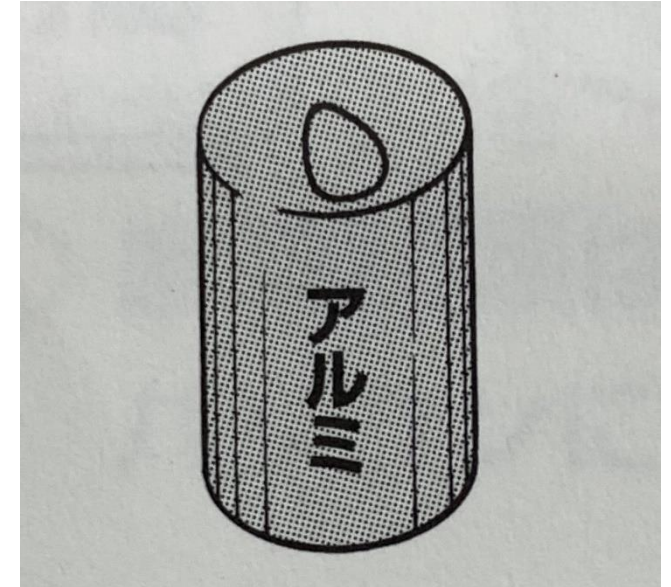
- 出し方

〈アルミ缶〉

町の指定袋(アルミ缶)に入れて出してください。

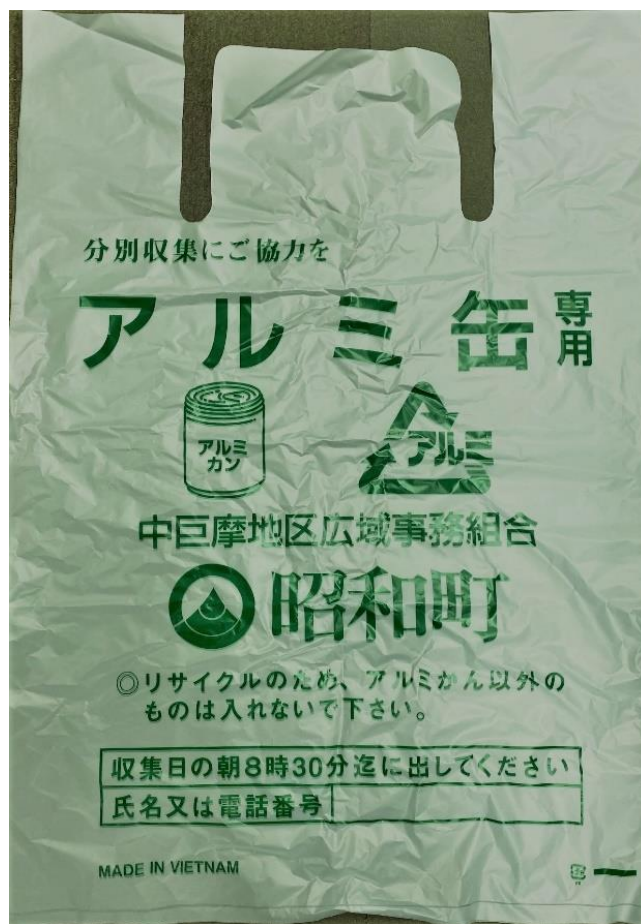
〈スチール缶〉

町の指定袋(スチール缶)に入れて出してください。



・昭和町指定袋

アルミ缶



スチール缶



・アルミ缶とスチール缶の区別の仕方

- ・指定袋にも記載されていますが、「アルミ」・「スチール」という識別マークがついています。誰もが一度は見たことがあるのではないのでしょうか。



・収集小屋写真



収集小屋には番号のプレートと、収集日を書かれたプレートが貼ってあります。町ではこの番号で小屋の場所と管理者を記録しています。

「文字が消えてて読めない・看板が錆びている」等がありましたら、組や区の役員の方に相談してください。

※アパート等の場合は管理人や管理会社に相談してください。

～ワンポイント～

捨て方とは関係ないことですが、収集小屋の話題の部分なので、少し収集小屋について、よくある質問にお答えします。

Q.「～組の収集小屋は○-○番という小屋だが、すぐ目の前にアパートがあってそこに収集小屋があるのでそちらに捨てても良いのか？」

A. その小屋に捨てて良いかどうかは町では回答できません。

※まず、大前提として**収集小屋の管理者は町ではありません。**

写真のように、町のいたるところに設置されている収集小屋の管理者は町ではありません。全ての収集小屋が**区またはアパート管理者の管理**となります。町はその管理者から収集依頼を受けてごみの収集を行っています。そのため、ごみ小屋を使用して良いのかというのはそれぞれの管理者の判断になるため、直接管理者に相談をしてください。口頭でのやりとりで捨て場所を決めてしまうと、後々管理者が変わった時に「言った・言わない」のトラブルになることがありますので、書面などで経緯を保存しておくことをお勧めします。

小屋の修繕や、不法投棄対策等についても、基本的には管理者が対応する形になっています。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

2 ビン類

- 出す場所

各地区公会堂等にあるビンボックス
(ビンの色で分別) ※一升瓶は不可

- 収集日

指定なし ※ボックスなのでいつでも投函できます。

ただし、22時～6時の間は特別な事情等がない場合は投函を控えてください。

投函時の音は近隣の方の迷惑になることがあります。

- 出し方

ボックスにビンの色が書かれたステッカーが貼ってありますので、水洗いをして汚れを取ってから該当のボックスに投函してください。





・ステッカーの分類

無色

茶色

無色茶色以外の色

※「ステッカーの文字が薄くて読めない、ステッカーがはがれている」等、表示がわからない場合には組や区の役員の方に状況を伝えてください。

・捨て方が悪い例



これは収集業者が回収する際に立会をした時の写真です。回収ボックスからはビン以外のごみが大量に出てきました。この状態ではきれいにした状態で投函されたビンも他のごみの汚れがついて資源にできません。

ほとんどの方はルールを守り、分別をいただいていると思います。しかし、一部のルールを守らない方がいると全てが廃棄になってしまいます。悪質な行為だと思いますので、もしそのような行為を見かけた場合はご連絡をお願いします。

3. 紙類

(新聞紙・雑誌類・ダンボール・紙パック・ミックスペーパー)

- ・出す場所

各地区公会堂等にある資源物回収用のプレハブ

- ・収集日

指定なし ※プレハブがあるのでいつでも出せます。

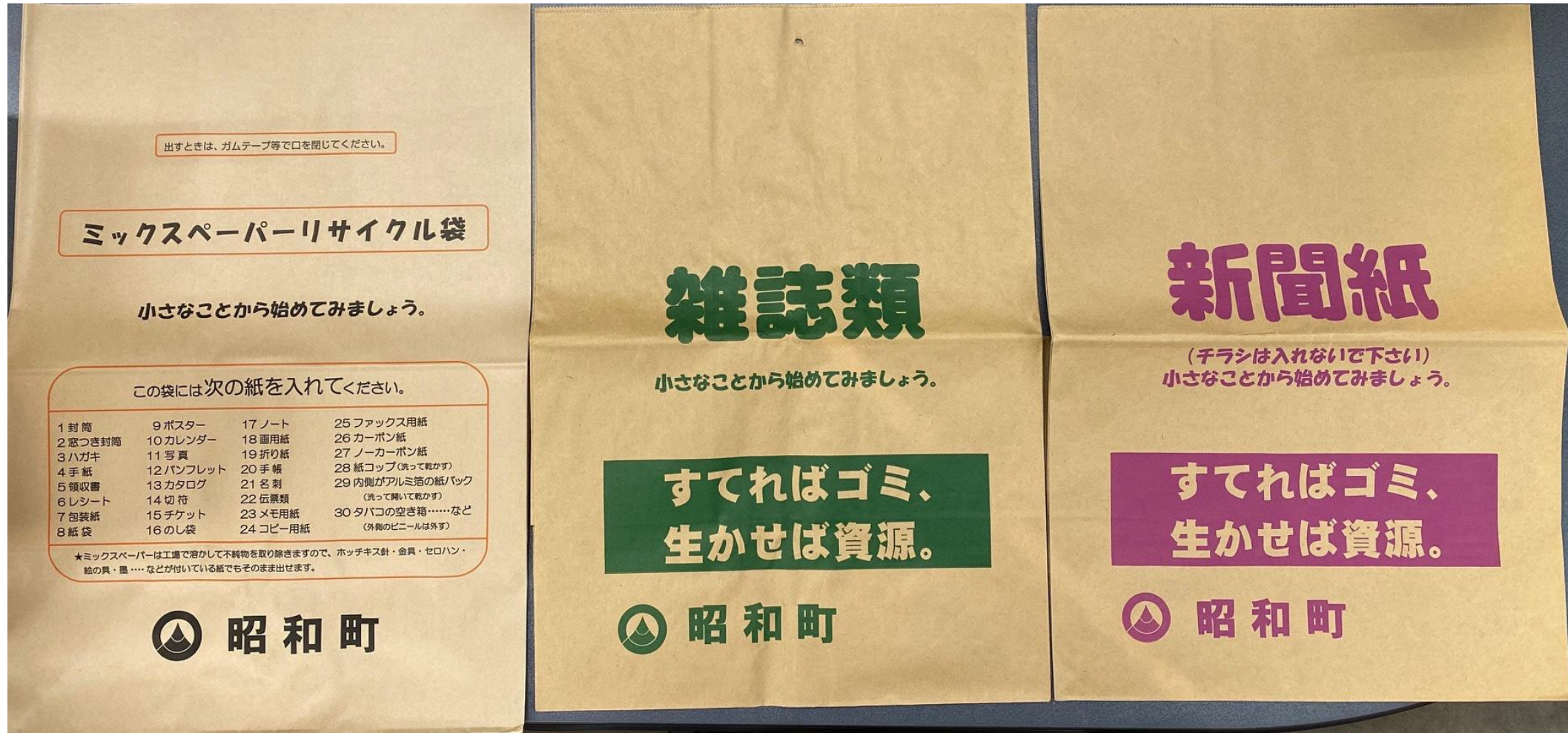
- ・出し方

プレハブに書いてある資源物のみ入れることができます。ダンボール、ミックスペーパー等、表記されているプレハブに入れてください。



このようにプレハブに「ダンボール・新聞紙」等、赤い文字のテープを貼ってあります。該当するプレハブに資源物をいれてください。扉は乱暴に開閉しないようにし、なるべく奥の方から順に置いてください。

～ワンポイント～

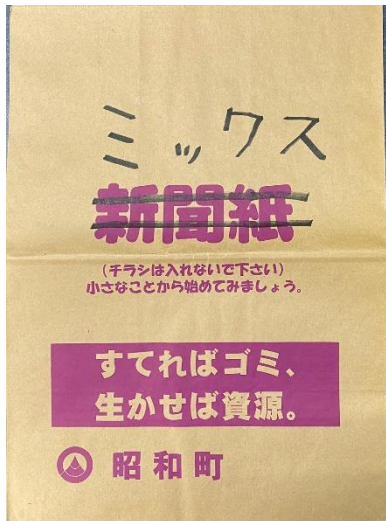


Q. ミックスの袋はどこで手に入るの？

A. 袋は各プレハブの中に吊るしてあります。

ミックスペーパー・新聞紙・雑誌については、写真の紙の袋に入れて出しているかと思いますが、袋はプレハブの中に吊るしてありますが、いつ行っても袋がないという問合せが多々あります。

袋は収集している職員が定期的に補充をしています。補充をした箇所には予算の都合上、すぐに補充することはできません。**一度に袋を大量に持っていけないようにしてください。**また、**役場に来ていただいてもお渡しすることも、購入することもできません**。もし、袋が手に入らないという方は、束ねて紐で結んで入れていただいても構いません。ご協力をお願いいたします。



← 他の袋をこのように訂正して出していただいても問題ありません。

「そもそもミックスペーパーって何？」

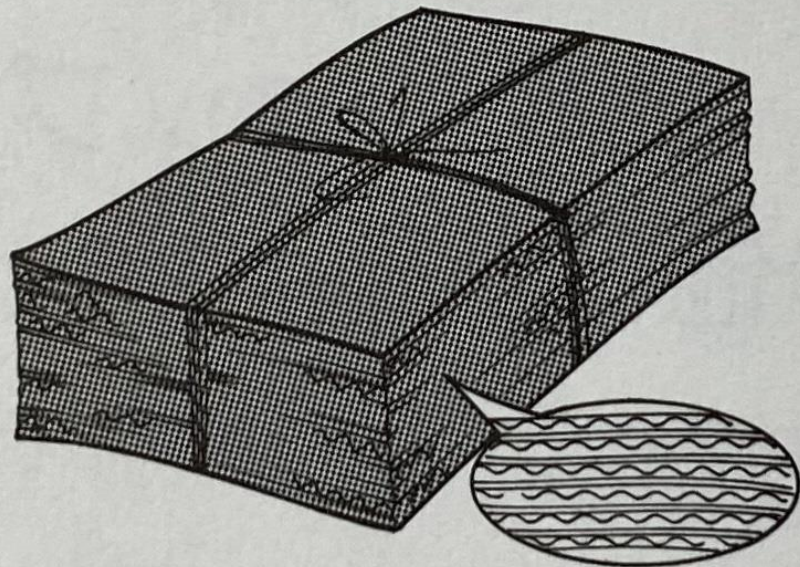
この袋には次の紙を入れてください。

- | | | | |
|---------|-----------|----------|--------------------------------|
| 1 封筒 | 9 ポスター | 17 ノート | 25 ファックス用紙 |
| 2 窓つき封筒 | 10 カレンダー | 18 画用紙 | 26 カーボン紙 |
| 3 ハガキ | 11 写真 | 19 折り紙 | 27 ノーカーボン紙 |
| 4 手紙 | 12 パンフレット | 20 手帳 | 28 紙コップ(洗って乾かす) |
| 5 領収書 | 13 カタログ | 21 名刺 | 29 内側がアルミ箔の紙パック
(洗って開いて乾かす) |
| 6 レシート | 14 切符 | 22 伝票類 | 30 タバコの空き箱……など
(外側のビニールは外す) |
| 7 包装紙 | 15 チケット | 23 メモ用紙 | |
| 8 紙袋 | 16 のし袋 | 24 コピー用紙 | |

★ミックスペーパーは工場で溶かして不純物を取り除きますので、ホッチキス針・金具・セロハン・
絵の具・墨……などが付いている紙でもそのまま出せます。

ミックスペーパーの種類は上記写真のとおりです。それ以外のものは燃えるごみ等、分別をして出してください。

《ダンボール》



ダンボールや牛乳パック(紙パック)なども紐で縛って指定のプレハブに出してください。

4 プラスチック類

ペットボトル・白色トレイ・その他プラ

- 出す場所

各地区公会堂等にある資源物回収用のボックス

- 収集日

指定なし ※ボックスにいつでも出せます。

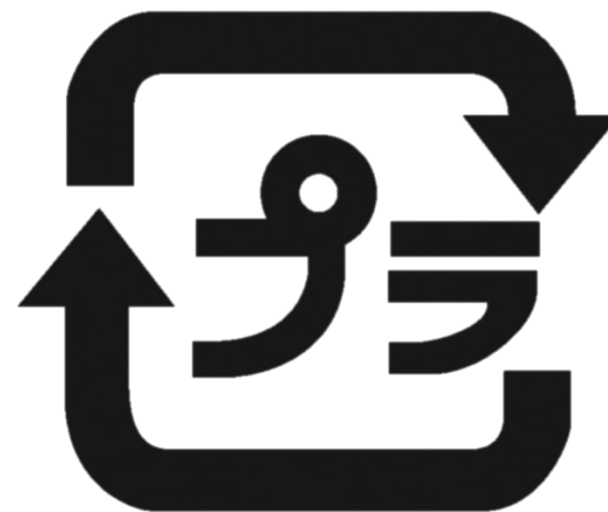
- 出し方

ボックスに書いてある資源物のみ入れることができます。ペットボトル、白色トレイ等、表記されているボックスに入れてください。



•ペットボトル

ペットボトルは**キャップとラベルをはずし**、中を軽く洗ってから出してください。
キャップは専用のボックス、ラベルはその他プラのボックスに入れてください。



ペットボトルのラベルにはこのようなマークがついていると思います。「プラ」のマークの付近には「キャップ・ラベル」と表示があります。別々に出すようにラベルにも表記されています。

・白色トレイ

白色トレイは洗ってから出してください。(白色以外はその他プラ)
汚れがひどいものは入れないでください。



このマークがあるもの



・その他プラ

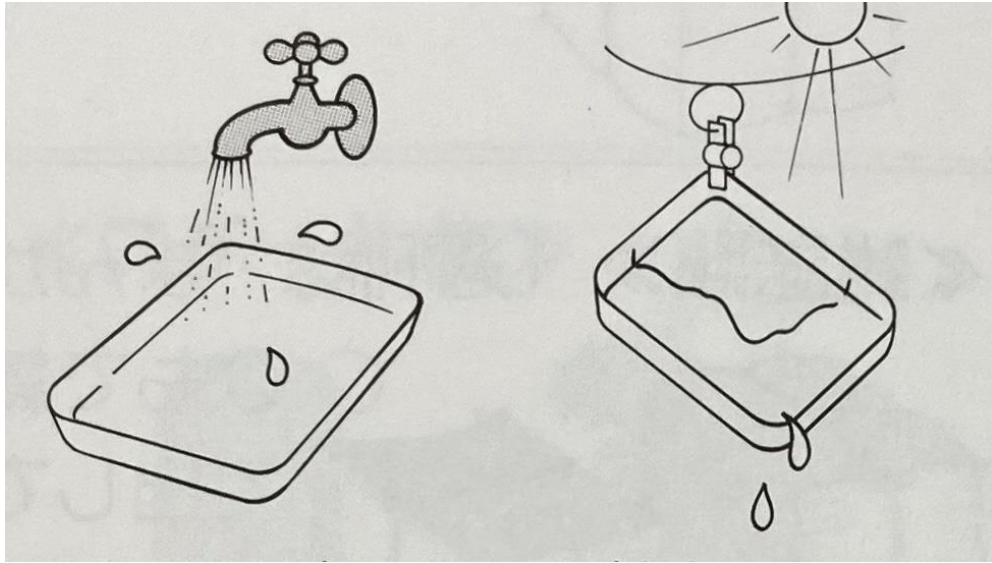
基本的に汚れを落としてから出してください。



この識別マークのものは「その他プラ」に出すことができます。

「そもそもその他プラって何？」

ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製の容器や包装フィルムなどを指しています。様々なものが対象となりますので、識別マークを確認してください。例えば・・・レジ袋・卵パック・プリン等の容器 など



※必ず洗って汚れを落とし、乾燥させてください。
汚れが落ちないものは「燃えるごみ」で出してください。



・捨て方が悪い例



↑ 使用済のおむつや生ゴミが入っている



↑ 汚れたままのものが大量に入っている



一番右側のトレイはおそらくきれいだったトレイに他の汚れが付着してしまった状態だと思います。

一部の方がルールを守らず入れたことで、他のきれいなもののまで汚れてしまい、結果として**全て処分せざるを得なくなります。**

何気なくごみ箱のような感覚で捨ててしまったという方もいるかもしれませんが。しかし、これは**悪質な行為**です。ルールを守って分別している方の苦労を踏みにじる行為となりますので絶対にしないでください。

指定された場所、指定されたもの以外を捨てる行為は「不法投棄」になります。
不法投棄は「犯罪」です。

「ちょっとなら、一度だけなら」このような考えで軽い気持ちでごみを適正に処理をしなかった方もいるのではないのでしょうか。しかし、少しでも、一度でも不法投棄は不法投棄です。**不法投棄には罰則**があります。

～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～

法第16条

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

法第25条

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は一千万以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

これは、個人で不法投棄をした場合の罰則です。軽い気持ちで捨てた結果、数百万の罰金ということもありえる話なのです。



5 電池類

マンガン乾電池・アルカリ乾電池等 ※充電式電池は除く

・出す場所

各地区公会堂等にある電池回収ボックス

・収集日

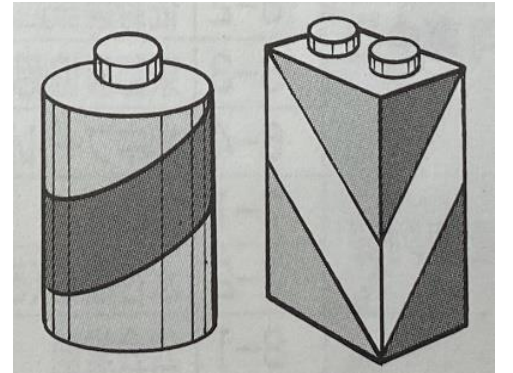
指定なし ※ボックスがあるのでいつでも出せます。

・出し方

電池回収ボックスに入れてください。

※一部、収集小屋の中に回収ボックスが置いてあるところもあります。そちらに入れていただいても問題はありません。

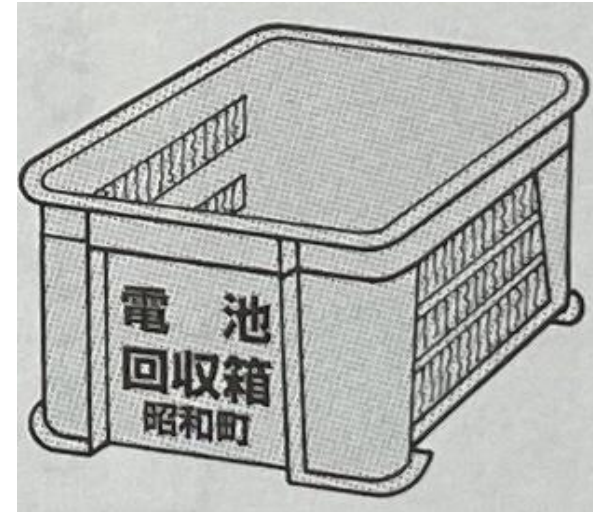
現在、収集小屋の中にある電池ボックスは新たに設置することはしていません。既存のものは使用していただけますが、「この小屋にも設置してほしい」など、新たに設置してほしいという要望にはお答えできませんのでご容赦ください。



注：充電式電池は絶対に入れないでください。 爆発する可能性があります。
大型家電量販店などにリサイクルボックスがあると思いますのでそちらに出してください。



← 公会堂等に設置



↑ 古い収集小屋に設置

※電池ボックスがいっぱい有的时候には区の役員の方、または環境経済課に連絡をしてください。

6 蛍光灯・スプレー缶・ライター

- 出す場所

各地区公会堂等にある蛍光灯回収用のボックス

- 収集日

指定なし ※ボックスにいつでも出せます。

- 出し方

蛍光灯回収用のプレハブを開けるとそれぞれの回収ボックスが入っています。該当のボックスに入れてください。



・蛍光灯

プレハブを開けると蛍光灯と書いたボックスがありますので、表示してある型のボックスに入れてください。



・スプレー缶、ライター

同じようにプレハブの中にスプレー缶・ライター用のボックスがありますのでそちらに入れてください。中身は使い切ってから入れてください。



※以前、スプレー缶に穴を空けて燃えないごみの袋で出してもらっていましたが、現在このボックスに入れる場合は穴を空けずに出すことができます。

～まとめ～

「資源物とは何？」という根本的なところから今回はご紹介させていただきました。もちろん「もともと知っていた。」という方はたくさんいると思います。

一人一人が廃棄物と資源物の種類、捨て方等を理解し、意識をすることでごみ処理の問題は解決に向けて前進します。

「誤った捨て方、資源物だと思っていたいなかった」という方がいたら、今後正しい処分の仕方、正しい分別の仕方にご協力をお願いします。

自分たちの暮らしを自分たちで守っていく。環境問題は全てまずは自分からという意識が大切です。

